

## 1. 東播海岸の概要

東播海岸は、瀬戸内海に面し神戸市西端から明石市を経て、加古郡播磨町に至る延長約26kmの海岸である(図-1参照)。本海岸は万葉の時代から白砂青松と詠われた美しい海岸であったが、明石海峡の速い潮流の影響等により侵食が進み(写真-1参照)典型的な侵食海岸を形成している。明治30年から昭和30年までの侵食状況調査(図-2参照)では、大きいところでは年間1.0m~1.5mも侵食が進行した結果となっている。



図-1 東播海岸位置図

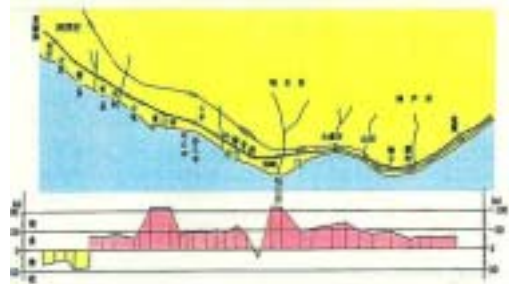


図-2 侵食状況のグラフ



写真-1 侵食によって崩落した工場(江井ヶ島海岸)

海岸事業としては、大正末期から地元市町村の手により、局部的に小規模な護岸や突堤等が施工され防護にあたったが微々たるもので、昭和25年のジェーン台風による災害を契機に海岸事業の重要性が認識され、兵庫県において海岸侵食対策事業が始まった。その後、昭和32年度から建設省が海岸事業調査を実施し、昭和36年度より直轄事業として、護岸工を主体とした侵食対策事業に着手した。

その後、昭和39年台風20号の来襲時に重軽傷者9名・全壊家屋30戸・半壊148戸、昭和40年の台風23号の来襲時には、家屋流失壊145戸・半壊903戸と甚大な被害を被ったことなどから、昭和43年度以降は、主に越波防止のための消波工・離岸堤等の海岸保全施設の整備を進めてきた。

また、昭和57年からは従来のブロックによる消波工にかわり、景観・海浜利用に配慮した養浜工を整備している。

## 2. C.C.Z. (コースタル・コミュニティ・ゾーン) 整備計画事業の概要 計画の概要

余暇時間の増加に伴って、マリンスポーツなど海洋性レクリエーションへの関心が高まり、さまざまな機能を備えた海浜空間の整備が要請されている。こうした声に応えるため、地域の自然やその特性に応じた海浜空間の整備を進め、地域の人々が気軽に海と親しめる広場、集い憩う海浜空間をつくりだそうというものである。

<p>計画の概要</p>	<p>海岸保全対策とあわせて、公園・道路(街路)・下水道・治水等の建設省所管公共事業を有機的関連をもって実施するとともに、民間活動を積極的に導入した施設整備を一体的に計画的に行うものである。CCZ整備計画は、市町村が策定し、その計画を都道府県知事を経由して建設大臣が認定するもので、整備の期間は概ね5年を目標としている。</p>
<p>関連公共事業の整備</p>	<p>海岸 海岸環境整備事業等 (護岸・消波構造物・養浜・遊歩道等) 公園 海浜公園等 (広場・運動施設・駐車場・各種利便施設等) 道路 アクセス道路整備(道路・街路整備)案内標識整備 下水道 下水道整備 治水 河川整備</p>
<p>民間活動の積極的な活用</p>	<p>レクリエーション施設 スポーツ施設(テニスコート、マリーナ、レンタルショップ等)水族館、博物館、自然観察館、キャンプ場等 サービス施設 レストラン、ショッピングセンター、更衣室、シャワー施設、公衆トイレ、駐車場等 イベント施設 屋外広場、コンサートホール等 宿泊施設 ホテル、民宿、ロッジ、貸別荘等</p>

### 3. 大蔵海岸 CCZ 事業の概要

位置：兵庫県明石市大蔵海岸通 1 丁目及び 2 丁目



位置図



航空写真

#### 規模

埋め立て面積：約 32 ha (埋め立て地 約 19 ha、砂浜・磯浜・内水面  
など 約 13 ha)

海岸延長：約 1.5 km

#### 事業内容

公有水面埋立により、海浜レクリエーションゾーンを創出するために必要な用地を確保するとともに、公園・緑地・駐車場、文化施設、レクリエーションゾーン施設（宿泊施設、魚のまち広場、スポーツ・アミューズメント施設）並びに海岸保全施設の一環として砂浜・磯浜などの親水施設を整備する。

#### 事業主体

埋立造成事業	：明石市
海岸保全施設整備事業	：近畿地方建設局及び明石市
公園・駐車場等	：明石市
レクリエーションゾーン施設	：民間企業

事業年度：平成 4 年度～平成 10 年度

## 事業の経緯

年 月 日	内 容
平成 2 年 7 月 3 0 日	明石市が大蔵海岸 C C Z 整備計画を建設大臣から認定を受ける。
平成 4 年 10 月 6 日	明石市が兵庫県知事に対し、大蔵海岸公有水面埋め立て免許申請
平成 4 年 12 月 18 日	兵庫県知事が近畿地方建設局長に対して、大蔵海岸公有水面埋立免許について、海岸保全上からの意見照会
平成 5 年 2 月 17 日	近畿地方建設局長は兵庫県知事に対して、上記について、支障のない旨回答
平成 5 年 3 月 18 日	兵庫県知事は明石市に対して、大蔵海岸公有水面埋立を免許（平成 5 年～平成 9 年 明石市が免許に基づく工事を施工）
平成 9 年 3 月 10 日	兵庫県知事は明石市に対し、大蔵海岸公有水面埋め立ての竣功を認可（ 工区） （ 工区は平成 9 年 7 月 2 日）
平成 9 年 8 月 1 日	姫路工事事務所長による大蔵海岸の海岸保全施設の引継のための検査の完了
平成 10 年 2 月 13 日	近畿地方建設局長は明石市に対し、大蔵海岸海浜公園の占用の同意（海岸法第 10 条）
平成 11 年 3 月 24 日	姫路工事事務所長と明石市長との間で、大蔵海岸海浜公園の維持管理に関する覚書締結
平成 11 年 7 月 31 日	明石市による占用同意に係る公園工事完了